

愛知県立蒲郡高等学校 生徒心得

人が集団生活を営むためには、一定のルールが必要である。これは個人を束縛するためのものでなく、むしろ各人の自由を最大限に認め合い、お互いの人格を尊重し、集団の価値を高めるものである。本校生徒は常に高校生としての自覚をもち、言動には絶えず責任と反省をもって、自己の完成に努めなければならない。以下本校生徒として、守らなければならない心得を掲げる。

1 日常心得

- (1) あいさつは礼儀正しく行い、言葉遣いは丁寧にする。
- (2) 生徒間の交際は、お互いの人格を尊重しあい、知性と良識をもって健全であるよう心がける。
- (3) 常に時間を厳守する。
- (4) インターネット上（SNSを含む）での不適切な発言及び投稿をしない。
- (5) その他学校で決められたルールに従うこと。

2 校内心得

- (1) 指示伝達事項には常に注意する。
- (2) 提出物は期限内に提出する。
- (3) 授業または集会の妨げになるような態度をとらない。
- (4) 考査については、注意事項を守り、不正行為をしない。
- (5) 公共物を大切にし、汚損しないように心がけ、万一誤って汚損した場合には、原則として弁償する。
- (6) 金品を紛失および拾得した場合は、速やかに学級担任か生徒指導部に届け出る。
- (7) 授業に関係のない物及び不必要な金銭や貴重品を持参しない。
- (8) 始業時から終業時までには校外に出ない。
- (9) 17時以降は教室に残らないようにし、部活動等特に用事のない生徒は、下校時間を守る。

4～11月 18:30 12～3月 17:30

(ただし、部活動を行う場合に関しては、顧問の指示に従うこと。)

- (10) 生徒、保護者、家族、保証人の住所等に変動があったときは、直ちに学級担任に届け出る。

3 校外心得

- (1) 18歳未満出入り禁止の場所には絶対に立ち寄らない。
- (2) 深夜の外出及び外泊は避ける。ただし、やむをえない場合は、保護者の許可をうける。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情等で必要な場合は学級担任及び部活動顧問に相談する。

4 出欠

- (1) 正当な理由なく欠席、欠課、早退、遅刻をしない。
- (2) 欠席、欠課、早退、遅刻、忌引等は、保護者から事前に「あんしんメール」等で学校へ連絡する。
- (3) 忌引は欠席日数に数えない。日数は次の通りとする。

父母……………7日以内

祖父母、兄弟姉妹……3日以内

曾祖父母、伯叔父母…1日

父母の祭日……………1日

- (4) 交通機関の不通の場合は「台風等異常気象時における対応等について」の項に準じて登校する。

5 容姿服装

- (1) 高校生であることを自覚し、容姿服装はすべて華美にならないようにする。
- (2) 通学服

本校規定服

上下で夏用、冬用を揃えること。

ネクタイ・リボン

本校規定のネクタイ・リボン

ソックス

色：黒・紺・白・グレーの無地（単色）で、ワンポイントが入っていないものとする。

タイツ・ストッキング（色は黒・ベージュのみ）の着用も認める。

ベルト（スラックス着用時）

色：黒・紺・茶の単色

穴が2列以上のもの、派手な装飾（編みであるものを含む）がついているものは不可とする。

防寒着

登下校時において、ブレザーを着用し、さらなる防寒対策として防寒着の着用を認める。

- (3) 通学靴等

通学靴は革靴または運動靴とする。ブーツ・サンダル等は不可とする。

校内用スリッパは本校規定のものとする。

- (4) 頭髪等

①高校生にふさわしい清潔な髪型とする。パーマ、染髪、脱色、そり込み等の人工的な加工は禁止する。

刈上げ・裾刈りは清潔感のある、自然な感じで行うこと。

【注】極端に段差を付けるなど、高校生として不適切であると教職員が判断した髪型は禁止。

②装飾品類（指輪・ペンダント・ピアス・ネックレス・腕輪・カラコン等）、口紅（色付きリップを含む）、

マニキュア、ティント等の化粧は禁止する。

(5) 異装許可願

やむをえない理由で異装するときは、生徒手帳または所定の用紙の該当欄にその旨を記入し、生徒指導部の許可をうける。

(6) その他

上記(1)～(5)のルールを遵守できなければ指導を行う。特に許可されていない着衣、カラコン、ピアス等の装飾品類は預かり指導を行う。再三の注意、指導に従わない場合は、特別指導の対象となる場合がある。

6 携帯電話・スマートフォンの使用ルールについて

(1) 朝のSTから4限終了まで、5限の予鈴から帰りのST終了までは電源を切り、鞆の中に入れる。

- ・授業中はもちろん、休み時間も所持しない。
- ・机の中や服のポケットに入れない。
- ・タブレット端末機器 (ipad など)、ゲーム機器、腕時計型情報端末、その他学校生活に必要な電子機器類も指導の対象とする。
- ・時刻を確認する手段としての使用もしない。(所持しているとみなす。)

(2) 昼休み又は特別な事情で教員の許可があるところでは使用可とする。学校から貸与されている学習用パソコン (タブレット PC) の校内使用規定も同様とする。

- ・昼休みは使用可とする (5限の予鈴まで)。
- ・教員が許可した場合は使用可とする。ただし、教員の監督のもとでのみ使用すること。

(3) 上記(1)、(2)のルールを遵守できなければ預かり指導等を行う。

7 交通安全

(1) 自転車乗車時

- ①交通ルールを守り、安全な通行を心がける。
- ②雨天の場合は、できるだけ他の交通機関を利用する。やむをえない場合でも傘は使用せず、雨合羽を着用すること。
- ③自転車通学をする場合は、学級担任を経て、生徒指導部の許可をうける。
- ④自転車通学をする場合は、ヘルメットの着用を強く推奨する。

(2) 「四ない運動」(車やオートバイの免許をとらない、車やオートバイを運転しない、車やオートバイを買わない、他人の車やオートバイに乗せてもらわない) を遵守する。

(3) 運転免許証 (原付自転車、自動二輪車、普通車) の取得を禁止する。3年2学期期末考査以降の普通免許取得については、別に定める。

(4) 交通事故及び違反は、直ちに学校に連絡をする。

8 防災

- (1) 非常災害が発生した場合には、教職員の指示に従い、冷静、敏速に行動する。
- (2) 火災発生の場合は直ちに避難し、初期消火、設備の保護にもつとめる。
- (3) 地震発生の場合は、まず安全な場所に身をかくし、時機をみて避難する。
- (4) 台風等異常気象時における対応等について

種類		自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応	
気象台が発表	特別警報	自宅待機	校内待機 校外の避難所への移動 保護者へ引き渡し等	
	警報	暴風	自宅待機 ・始業2時間前までに解除 →平常授業 ・午前11時までに解除 →解除後2時間を経て授業 ・午前11時以降継続 →休業	下校または校内待機
		大雨・洪水	平常登校	平常授業
		その他	平常登校	
	注意報	強風・大雨・洪水	平常登校	
市町村が発表	学校が所在する市町村	警戒レベル4以上	自宅待機	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業
	生徒が居住する市町村	警戒レベル4以上	避難	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業

※平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。

※児童生徒の居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とする。

9 保健安全

- (1) 清掃活動、身の回りの整理整頓など、環境整備に積極的につとめる。
- (2) 感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等）にかかった場合は、医療機関にて治療を受け、必要な期間自宅にて療養する。出欠席の扱いについては、出席停止となるため、病気が診断された時点で速やかに学校へ連絡する。回復後登校した際に、担任から出席停止報告書を受け取り、記入した報告書は担任へ速やかに提出する。
- (3) 登下校時及び教育活動中（部活を含む）に傷害や疾病（熱中症など）を負った場合は、保健室へ申し出て、日本スポーツ振興センターの手続きを行う。

10 教育相談

- (1) 学校や家庭生活の中で、悩みや不安（学習、交友、性格、人生、進路の問題など）があるときは、早めに担任や、相談室の先生と相談し、問題を解決するよう心がける。
- (2) 友達や教師との間で、意思疎通を図り、より充実した学校生活を築くよう心がける。

11 政治活動等に関する規定

- (1) 教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことは禁止する。
- (2) 放課後や休日等に学校の構内において選挙運動や政治的活動を行う場合であっても、施設管理や他の生徒の日常の学習活動、その他教育を円滑に実施する上で支障が生じる場合は、制限又は禁止する。
- (3) 放課後や休日等に学校の構外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合、あるいは、自身又は他の生徒の学業や生活等への支障がある場合などは、制限又は禁止する。
- (4) インターネットを利用した選挙運動や政治的活動は、公職選挙法に違反することがないように慎重に行うこと。

12 生徒心得の見直しの手続き

- (1) 生徒会は生徒心得の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、生徒心得の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、生徒心得の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、職員会議、学校評議員会等でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や職員会議、学校評議員会等での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、生徒心得の変更について決定する。